

発達障害児 指導事例集



平成21年3月

和歌山県教育委員会

はじめに

「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ2年目を迎えました。今次の特別支援教育の改革は、特別支援学校や特別支援学級にとどまらず、本県教育の振興にとっても重要な契機になるものと考えており、県内各地域の学校においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、更なる取組の充実が図られています。

新しい小・中学校学習指導要領の中で、特別支援教育について特別支援学校のセンター的機能を活用することや個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成の充実、交流及び共同学習の促進・充実の重要性などが示されています。また、特別支援学校学習指導要領では、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、自閉症、LD、ADHD等を含む多様な障害に応じた適切な指導を一層充実させるため、自立活動に新たな区分として「人間関係の形成」が設けられました。

本県では、これまで文部科学省委嘱事業である「発達障害等・特別支援教育体制推進事業」を活用して巡回相談やコーディネーター研修会等を実施するとともに、特別支援学校や県内全市町村から推薦された教員を対象とした発達障害に関する専門性の向上を図るための「スペシャリスト養成塾」の開催、教員の国内留学派遣など、発達障害児童生徒等に対する教育を充実させるための取組を進めてまいりました。

現在、県内の小・中学校においては、校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの配置等が進み、特別支援教育の実施体制整備が進んでおりますが、今年度、小中学校等に在籍するLD、ADHD等の特別な教育的支援を必要とする子どものための教育をより充実させていくため、「発達障害児指導方法研究事業」において、「発達障害児指導事例集」を発刊することになりました。各学校において本事例集を校内研修等に活用し、発達障害等の児童生徒の実態の把握や、適切な指導・支援の在り方などの研究を深めていただき、特別支援教育の体制がさらに進むことを期待しております。

最後になりましたが、本事例集の発刊にあたり、御多用にもかかわらず熱心に御協力くださいました作成委員の方々に対し、心よりお礼申し上げます。

平成21年3月

和歌山県教育庁学校教育局県立学校課特別支援教育室長 三反田 和 人

☆☆ 目次 ☆☆

はじめに	1
目次	2
理論編	3
1 発達障害について	
(1) LDとは	4
(2) ADHDとは	6
(3) 高機能自閉症、アスペルガー症候群とは	8
2 学校全体での取組を	
(1) 校内委員会の役割	10
(2) 校内委員会活動の実際	12
3 個別の指導計画をたてよう	
(1) 個別の指導計画とは	17
(2) 個別の指導計画作成のポイント	18
(3) 個別の指導計画の様式例	20
コラム WISC-Ⅲ知能検査について	22
実践編	25
1 「聞く」ことが苦手な子ども	26
2 「話す」ことが苦手な子ども	30
3 「読む」ことが苦手な子ども	34
4 「書く」ことが苦手な子ども	38
5 「計算」が苦手な子ども	42
6 「文章題」が苦手な子ども	46
7 「図形」が苦手な子ども	50
8 授業中、じっとしてられない子ども	54
9 感情のコントロールが苦手な子ども	58
10 コミュニケーションをとることが苦手な子ども	62
11 特定のものやことに「こだわる」子ども	66
通常の学級での指導編	71
1 子どもへのまなざし	72
2 認め合うクラスづくり	74
3 教室環境の整備	76
4 ルールの確立	78
5 授業の組み立ての工夫	80
6 板書、ノート指導の工夫	82
7 発問、指示の出し方の工夫	84
8 個への支援の工夫	86
9 保護者との連携	88
10 保護者の理解啓発	90
11 環境整備、授業チェック表	93
資料その他	95
県内の主な相談機関、特別支援教育関係Webページ	96
県内通級指導教室・特別支援学校一覧	97
参考図書一覧	99
作成委員名簿	100